

障がい特性の理解に基づく指導と支援

～自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい
のある子どもの理解のために～

福島県特別支援教育センター



参考：障害のある子供の教育支援の手引 文部科学省

引用：コーディネートハンドブック2022追補版 福島県特別支援教育センター

内 容

- 1 一人一人の特性等に応じた指導や支援のために
- 2 障がいのある子どもの指導や支援の基本
- 3 自閉症のある子どもの理解のために
- 4 学習障がいのある子どもの理解のために
- 5 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

一人一人の特性等に応じた指導や支援のために

特別支援教育において大切な視点とは？

特別支援教育において大切な視点は、児童（生徒）一人一人の障害等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

小学校学習指導要領解説H29、中学校学習指導要領解説H29、高等学校学習指導要領解説H30

Point

教師が障がいに関する正しい知識をもち、理解することによって、子どもの行動をどのように見て、どのようにかわるかも異なってくる。

Point

障がいに関する正しい知識と理解は、指導・支援の選択肢を広げる。

一人一人の特性等に応じた指導や支援のために

障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行う。

留意点

Point

「児童生徒一人一人の」という視点がポイントとなる。障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。

Point

目の前の子どもに合わせて、何が効果的なのかについては、本人・保護者、同僚等で話し合いながら決めていくことが大切である。障がいの状態や学習上又は生活上の困難さは子ども一人一人異なる。「児童生徒一人一人の」という視点で、子どもの特性等を捉えていく姿勢が大切である。

2 障がいのある子どもの指導や支援の基本

障害のある児童（生徒）などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童（生徒）で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童（生徒）などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

小学校学習指導要領解説H29、中学校学習指導要領解説H29、高等学校学習指導要領解説H30

障がいの状態等に応じた指導

障がいの種類や程度の把握

障がいのある児童（生徒）
などの「困難さ」

ex) 文章を目で追いながら音読することが困難な場合

「指導上の工夫の意図」

ex) 自分がどこを読むかが分かるように

個に応じた様々な
「手立て」

ex) 教科書の文を指等で押さえながら読むように促す

2 障がいのある子どもの指導や支援の基本

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

小学校学習指導要領解説国語科編

Point

子ども一人一人の困難さに対する、意図をもった手立てが重要である。

Point

障がいに関する理解 + 子どもの困難さに目を向ける = 指導や支援の検討

3 自閉症のある子どもの理解のために

自閉症とは

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

*参考 自閉症のことを「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」では、自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害 (autism spectrum disorder) としている。

自閉症の特性

①他者との社会的関係の形成の困難さ

相手の気持ちや状況を考えず、自分の視点を中心に活動しているように見えることがある。

②言葉の発達の遅れ

言語の理解や使用に発達の遅れが見られ、全く言葉を発しないこと、他者の言葉を模倣して言うこと（反響言語（エコラリア））が見られる。また、回りくどい話し方をするなど一般的な言葉遣いではない独特の話し方をすることがある。

③興味や関心が狭く特定のものにこだわる

特定のもの（こと）へのこだわりや、同じもの（こと）へのこだわりが現れることがある。

その他の特徴

感覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性が見られることがある。
情報を整理・統合して全体的な文脈に沿って処理することへの困難さがある。

3 自閉症のある子どもの理解のために

自閉症のある子どもに対する特別な指導内容

- ア 他者との関わり基礎に関する事
- イ 情緒の安定に関する事
- ウ 状況の理解と変化への対応に関する事
- エ 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事
- オ 感覚調整の補助及び代行手段の活用に関する事
- カ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事
- キ 他者の意図や感情の理解に関する事
- ク 生活習慣の形成に関する事

詳しくはこちら



福島県特別支援教育センター
コーディネートハンドブック追補版
(Ⅲ-1-90~)

これらは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、他の特別な指導内容、支援の内容も考えられることに留意することが大切である。

自閉症のある子どもに対する合理的配慮を含む必要な支援の内容

- ア 教育内容・方法 (ア) 教育内容 (イ) 教育方法
- イ 支援体制 (ア) 専門性のある指導体制の整備
(イ) 理解啓発を図るための配慮 (ウ) 災害時等の支援体制の整備
- ウ 施設・設備 (ア) 校内環境のバリアフリー化
(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮
(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

3 自閉症のある子どもの理解のために

自閉症のある子どもへの有効な支援としての構造化について

自閉症のある子どもに対する支援としての構造化

① 物理的な構造化

どの場所で何を行うのかを分かりやすくする。

② 時間の構造化

スケジュールを視覚的に示すことで、どのような活動が、どのような順番で続いていくかを理解できるようにする。

③ 活動の構造化

活動の流れを分かりやすくすることで、学習に集中しやすくする。

④ 一連の流れの構造化

手順のある事柄について、決まった手順で行えるようにする。

⑤ 課題の構造化

どのような手順で、どのように行い、どうなると終わるのかを分かりやすくする。

Point

自閉症といっても、一人一人の実態は異なる。「自閉症だから〇〇の支援」と決めつけた見取りや支援とならないように、丁寧な実態把握から考える。

4 学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいとは

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

＊参考 〃「学習障がい」の用語の取扱いについては、「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」において、限局性学習症/限局性学習障害を用いることが推奨されている。

学習障がいの特性

○ 見えにくい障がいである

「学習が遅れている」「本人の努力不足によるもの」とみなされたり、本人が周囲に気付かれないようにしたりするなどの状況から、障がいの存在が見逃されやすい。障がいの特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。

○ 他の障がいとの重複がある場合が多い

中枢神経系に何らかの機能不全があるとされており、注意欠陥多動性障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個に応じた対応が必要である。

○ 他の事項への波及

学習場面への参加の困難さを感じる事が多く、また本人は努力していても周囲にはそれが認められない場合もあることから、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障がいを起こす場合がある。

4 学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいのある子どもに対する特別な指導内容

- ア 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- イ 代替手段等の使用に関すること
- ウ 言語の形成と活用に関すること
- エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- オ 感覚の総合的な活用に関すること
- カ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
- キ 集団への参加の基礎に関すること
- ク 障がいの特性の理解に関すること
- ケ 情緒の安定に関すること

詳しくはこちら



福島県特別支援教育センター
コーディネートハンドブック追補版
(Ⅲ-1-100~)

これらは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、他の特別な指導内容、支援の内容も考えられることに留意することが大切である。

学習障がいのある子どもに対する合理的配慮を含む必要な支援の内容

ア 教育内容・方法 (ア) 教育内容 (イ) 教育方法

イ 支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

(イ) 理解啓発を図るための配慮

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

ウ 施設・設備

(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

4 学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいのある子どもに対するかかわりの留意点

- 「しっかりと音読練習して来なさい!」「もっと丁寧に書きなさい!」等、本人なりに努力しても難しいことを責められるのは、本人にとって苦しいことであると、私たちが理解する必要がある。
- 学習障がいにより困難を示す領域以外にも、指導や支援が必要な場合がある。
- 様々な困難さから、「どうせ自分なんて…」と自己肯定感が低下してしまうことがある。本人の困っている気持ちに寄り添った言葉掛けやかかわりが大切である。

<望ましくない状態>

(例)

自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下
ストレスや不安感の高まり、疎外感 等



不安やうつ症状等を伴う二次的な障がい

Point

このような状態を防ぐためにも、その時点での子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導と支援を提供できるよう検討することが重要である。

5 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

注意欠陥多動性障がいとは

注意欠陥多動性障害（ADHD:Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder）とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

＊参考 〃「注意欠陥多動性障害」の用語の取扱いについては、「DSM-5 病名・用語翻訳ガイドライン」において、「注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害」を用いることが推奨されている。

注意欠陥多動性障がいの具体的な状態

ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

5 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

注意欠陥多動性障がいのある子どもに対する特別な指導内容

- ア 注意集中の持続に関すること
- イ 行動の調整に関すること
- ウ 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- エ 姿勢保持の基本的技能に関すること
- オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
- カ 集団への参加の基礎に関すること
- キ 行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
- ク 言語の受容と表出に関すること
- ケ 障がいの特性の理解に関すること
- コ 情緒の安定に関すること

詳しくはこちら



福島県特別支援教育センター
コーディネートハンドブック追補版
(Ⅲ-1-111~)

注意欠陥多動性障がいのある子どもに対する合理的配慮を含む必要な支援の内容

- ア 教育内容・方法 (ア)教育内容(イ)教育方法
- イ 支援体制
 - (ア)専門性のある指導体制の整備
 - (イ)理解啓発を図るための配慮
 - (ウ)災害時等の支援体制の整備
- ウ 施設・設備
 - (ア)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - (イ)災害時等への対応に必要な施設設備の配慮

5 注意欠陥多動性障がいのある子どもの理解のために

注意欠陥多動性障がいのある子どもに対するかかわりの留意点

○注意欠陥多動性障がいのある子どもは「故意に活動や課題に取り組もうとしない」「怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまうことがあり、障がいの存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障がいに起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。さらにこれらは、注意や叱責では行動が改善しないことを心得ておく必要がある。

<望ましくない状態>

忘れ物の多さ

対人トラブル

危険な行動



行動規制

注意・叱責

「自分はどうせ、何をしても叱られる」等、自己肯定感の低い投げやりな気持ちや無力感

Point

子どもの特性に早期に気づき、例えば、望ましい行動を具体的に示したり、良い行動を見つけたらすぐに褒めたりするような対応が効果的である。

最後に

再掲

障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童（生徒）などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

小学校学習指導要領解説H29、中学校学習指導要領解説H29、高等学校学習指導要領解説H30

Point

障がいに関する理解 + 子どもの困難さに目を向ける = 指導や支援の検討

障がい特性の理解に基づく
一人一人に応じた適切な指導と必要な支援